

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

## 香芝市教育委員会規則第2号

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(香芝市文化施設条例施行規則の一部改正)

第1条 香芝市文化施設条例施行規則(令和5年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第12条第1項中「香芝市文化施設利用料金減免申請書(第2号様式)を市長」を「利用料金減免申請書を指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「香芝市文化施設利用料金減免決定通知書(第3号様式)」を「利用料金減免決定通知書」に改める。

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

(香芝市公民館条例施行規則の一部改正)

第2条 香芝市公民館条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1号中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「香芝市中央公民館利用料金減免申請書(第2号様式)を市長」を「利用料金減免申請書を指定管理者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「香芝市中央公民館利用料金減免決定通知書(第3号様式)」を「利用料金減免決定通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

(香芝市二上山博物館条例施行規則の一部改正)

第3条 香芝市二上山博物館条例施行規則(平成4年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(観覧料の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料を減免することができる。

(1) 市内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の幼児、児童又は生徒及び教職員が、教育上の目的のために当該教職員の引率のもとで観覧するとき。

(2) 市内にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の乳幼児又は園児及び教職員が、教育上の目的のために当該教職員の引率のもとで観覧するとき。

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧するとき。

(4) 国及び地方公共団体等の職員及びその関係者が、職務上の理由で市職員の引率のもとで観覧するとき。

(5) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

2 観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号の規定に該当する者にあつては、当該申請書の提出に代えて、同号に規定する当該手帳を提示しなければならない。

3 指定管理者は、前項の減免申請書の提出があつた場合において、観覧料の全部又は一部を免除することが適当であると認めたときは、観覧料減免決定通知書を交付する。

第10条第1項中「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「第5号様式」を「第3号様式」に改める。

第11条第1項中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第12条第2項中「第8号様式」を「第6号様式」に改め、同条第3項中「第9号様式」を「第7号様式」に改め、同条第4項中「第10号様式」を「第8号様式」に改める。

第2号様式及び第3号様式を削り、第4号様式を第2号様式とし、第5号様式から第10号様式までを2様式ずつ繰り上げる。

（香芝市体育施設条例施行規則の一部改正）

第4条 香芝市体育施設条例施行規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第13条第1項中「香芝市体育施設利用料金減免申請書（第2号様式）を市長」を「利用料金減免申請書を指定管理者」に改め、同条第2項中「市長

」を「指定管理者」に、「香芝市体育施設利用料金減免決定通知書（第3号様式）」を「利用料金減免決定通知書」に改める。

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

（香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正）

第5条 香芝市有料公園施設の管理に関する規則（平成21年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第13条第1項中「有料公園施設利用料金減免申請書（第2号様式）を市長」を「利用料金減免申請書を指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「有料公園施設利用料金減免決定通知書（第3号様式）」を「利用料金減免決定通知書」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（市内に在住又は在勤する者以外の者の使用）

第17条 条例別表第3の1の（1）備考3に規定する市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合及び同表の1の（2）備考3に規定する在住在勤者以外の者が使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合はいう。

（1）申請者が市内に在住又は在勤する者以外の者である場合

（2）使用する者が複数人いる場合で、その半数以上が市内に在住又は在勤する者以外の者であると見込まれるとき。

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。